

先生におかれましては、障がい者自立に向けて、平素より一方ならぬご高配とご支援を賜り、誠にありがとうございます。

さて、NPO インフォメーションギャップバスター(略称：IGB)では、情報格差解消のための活動をしており、特に職場での下記の情報格差問題について、重点的に取り組んでおります。(※1)

聴覚障害者は職場での合理的配慮が不十分で、業務遂行に必要な情報を十分に得る事ができないため、活躍範囲が限定的で、所得が健常者と比較して格差が生じています。このため、他の障害者と比較して離職率が高いなど問題になっています。特に中小企業や聴覚障害者の採用数が少ない企業でこの傾向が顕著です。

現時点の問題(障害者介助等助成金)

http://www.jeed.or.jp/disability/subsidy/sub01_care.html

- (1) 手話通訳担当者の委嘱助成金に関して、以下の制約があり、十分な情報保障を得る事ができない。
 - a) 1回あたりの上限額が6,000円または実費の3/4のいずれか少ない方となっており、実質上、1時間未満の通訳費用分の助成しか受ける事ができない。
 - b) 委嘱を行ってから10年間しか助成受ける事ができないため、勤続10年以上の人が助成を受けない。
 - c) 年間上限額(※2)がある。
 - d) 手帳3級以上の人しか助成を受けない。
 - e) 情報保障方法が手話通訳に限定されており、手話以外の手段の方が対象外になる。
- (2) 障害者雇用調整金(27,000円/人・月)の用途が不明で、正しく使われているか不明である。

解決案のご提案

現時点の問題を踏まえ、それぞれ以下の内容でご提案したいと存じております。

- (1)
 - a) 1回あたりの上限額を撤廃し、長時間の研修の場合にも対応できるようにする。
 - b) 期間の制限を撤廃する。
 - c) 年間上限額を一事業所当たり5,443,200円(※3)とする。(人数の枠組みは従来通り)
 - d) 手帳4級以下の人にも対象を拡大する。
 - e) 用途は、手話通訳に限定せず、要約筆記、遠隔地通訳、音声認識ソフトにも対象を広げる。
また、手話通訳・要約筆記・遠隔地通訳担当者の委嘱だけでなく、採用の場合にも適用できるようにする。
- (2) 障害者雇用調整金の用途については、独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構が定期的に会社に対して監査を実施し、適切な用途がなされているかチェックするようにする。

(1)の施策により、障害者雇用調整金の適切な使用と情報格差の解消が促進され、障がい者の活躍範囲が広がる事により、所得向上につながり、80万人(※5)の聴覚障害者及びその家族・関係者が恩恵を受ける事ができます。また、(2)の施策により、聴覚障害者のみならず、1,750万人(※5)の障害者及びその家族・関係者が恩恵を受ける事ができますので、何卒前向きにご検討頂けると幸甚です。よろしくお願ひ致します。

現在、厚生労働省の職業安定局高齢・障害者雇用対策部開催の改正障害者雇用促進法に基づく差別禁止・合理的配慮の提供の指針の在り方に関する研究会や労働政策審議会(障害者雇用分科会)でも、上述の情報格差については、余り触れられていませんので、何卒積極的に取り組んで頂けますよう、お願ひ致します。

補足説明

※1) 2011年8月に認可済のNPO法人 インフォメーションギャップバスターは、持続可能な情報社会の実現を目指す団体です。本団体は主に以下の2つを活動の柱としています。

(1) 情報強者に情報格差問題を知ってもらうための活動

大学や市民講座などで一般市民の方に情報格差問題のセミナーや講演を実施して、情報弱者が抱えている問題を広く知ってもらい、理解と支援を求めています。

(2) 情報弱者の情報リテラシーの向上のための活動

ビジネススクールなどで情報収集・情報発信などの情報リテラシーの講座を実施し、情報弱者が自立して情報を扱うようにしています。現状では、情報格差問題について余り知られていなく、情報リテラシー教育も米国と比べると範囲が限定的で、教育方法も確立されていない等、課題が多くありますが、IGBでは、これらの課題の解決に向けて、地道に取り組む考えでいます。

※2) 1年間の支給限度額は、事業所1所当たりの支給対象障害者の数が9人以下の場合28万8千円までです。10人以上の場合は、10人ごとに28万8千円を加算した額まで。

※3) 以下の根拠で算出。

項目	数値	出典／備考
(A) 手帳を持つ聴覚障害者数 (18歳以上)	308,800人	※4
(B) 働く可能性が高い障害者数 (=18～64歳の人数)	1,752,500人	※4
(C) 働く可能性が高い聴覚・ 言語障害者数 (=18～64歳の人数)	81,700人	※4
(D) 助成を利用した通訳利用 回数(現状)	48回/年	288,000円(1年間支給限度額)/6,000円 (1回あたりの助成金)
(E) 助成を利用した通訳利用回数 (提案)	324回/年	研修・会議3回/月を9人分として計算 (1回1時間として計算)
(F) 通訳費用	16,800円/回	東京手話通訳等派遣センター 1回単位(2時間で2人派遣)
(G) 手話通訳担当者の委嘱助成金の 上限 (一事業所当たり)	5,443,200円/年	(G) = (E) * (F)

※4 平成23年生活のしづらさなどに関する調査(全国在宅障害児・者等実態調査)

http://www.mhlw.go.jp/toukei/list/dl/seikatsu_chousa_c_h23.pdf

※5 障害者一人当たり関係者が10人いると推定し、※3(B)(C)を参考に掲出。